

お客さま 各位

株式会社東京スター銀行

「外貨積立サービス規定」改定のお知らせ

平素は東京スター銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

東京スター銀行では、このたび以下のとおり「外貨積立サービス規定」を改定することといたしましたのでご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は本改定以前よりお取り引きされているお客さまにも適用させていただきます。

1. 主な改定内容

以下の条項を改定いたします。

変更前	変更後
<p>2019年9月版 外貨積立サービス規定</p> <p>1. 【外貨積立サービス】</p> <p>(1) 外貨積立サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、あらかじめお申し込みいただいた条件にてスターワン口座の円普通預金口座（以下、「引落口座」といいます。）から引き落としを行い、引落金額を当行所定の外国為替相場場で当行所定の通貨より当行所定の手続によりご指定いただいた通貨（以下「対象通貨」といいます。）に換算した外貨額を、お申し込みいただいたスターワン口座の対象通貨の外貨普通預金口座（以下「外貨普通預金口座」といいます。）へ入金（以下、「振替」といいます。）するサービスです。</p> <p>(2) 本サービスのご利用にあたっては、あらかじめ当行所定の手続きにより、対象通貨、振替日、振替金額（円金額）および引落口座等を届け出るものとします。なお引落口座と外貨普通預金口座は、同一支店かつ同一名義人であるものとします。</p> <p>(3) 当行は指定された振替日に指定された振替金額を指定口座より振り替えのうえ、当行所定の外国為替相場場で対象通貨に換算した外貨額を外貨普通預金口座に入金します。なお、本サービスによる引き落としのほかに、振替日当日に指定口座より引き落としが行われる場合、そのいずれを優先するかは当行の任意とします。</p> <p>2. 【振替】</p> <p>(1) 対象通貨、振替日、振替金額（円貨額）および引落口座等は、手続依頼書の記載のとおりになります。</p> <p>(2) 振替金額は、あらかじめ定められた円貨額でご指定いただきます。1,000円以上5,000,000円以下の金額を1,000円単位でご指定ください。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 振替は毎月1回行い、毎月6・16・26日のうち指定された日付に振替を行います。該当日が土・日・祝日・その他マーケット都合による休場日など当行が設定する日（以下、振替不能日といいます。）の場合は原則として、以下のとおり取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替不能日の翌日（翌日も振替不能日の場合は、その日の直後の振替不能日でない日）に振り替えます。 ・振替日が存在しない場合は該当日の翌日（翌日が振替不能の場合は、その日の直後の振替不能日でない日）に振り替えます。 	<p>2022年4月版 外貨積立サービス規定</p> <p>1. 【外貨積立サービス】</p> <p>(1) 外貨積立サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、あらかじめお申し込みいただいた条件にてスターワン口座の円普通預金口座（以下、「引落口座」といいます。）から引き落としを行い、引落金額を当行所定の外国為替相場場でご指定いただいた通貨（以下「対象通貨」といいます。）に換算した外貨額を、スターワン口座の対象通貨の外貨普通預金口座（以下「外貨普通預金口座」といいます。）へ預け入れ（以下、「積立」といいます。）するサービスです。</p> <p>(2) 本サービスのご利用にあたっては、あらかじめ当行所定の手続きにより、対象通貨、積立日、積立金額（円金額）および引落口座等を届け出るものとします。なお引落口座と外貨普通預金口座は、同一支店かつ同一名義人であるものとします。</p> <p>(3) 当行は指定された積立日に指定された積立金額を引落口座より引き落としのうえ、当行所定の外国為替相場場で対象通貨に換算した外貨額を外貨普通預金口座に預け入れします。なお、本サービスによる引き落としのほかに、積立日当日に引落口座より引き落としが行われる場合、そのいずれを優先するかは当行の任意とします。</p> <p>2. 【積立】</p> <p>(1) 対象通貨、積立日、積立金額（円貨額）および引落口座等は、あらかじめお申し込みいただいた条件のとおりになります。</p> <p>(2) 積立金額は、あらかじめ定められた円貨額でご指定いただきます。1,000円以上5,000,000円以下の金額を1,000円単位でご指定ください。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 積立は毎月1回行い、毎月6・16・26日のうち指定された日付に積立を行います。積立日が土・日・祝日・その他マーケット都合による休場日など当行が設定する日（以下、積立不能日といいます。）の場合は原則として、以下のとおり取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立不能日の翌日（翌日も積立不能日の場合は、その日の直後の積立不能日でない日）に積み立てるものとします。 ・積立日が存在しない場合は積立日の翌日（翌日が積立不能の場合は、その日の直後の積立不能日でない日）に積み立てるものとします。

なお、初回の振替は、お申し込みを受け、当行が積立サービスのお手続きを行った日（契約日）の属する月の翌月の指定日からとなります。

(5) 振替日に次のいずれかに該当するときは、振替を行いません。なお振替を行わない場合、事前の通知はいたしません。また、振替資金の充当が3回連続で行えなかった場合は、当行は、通知なく当該取引を解除できるものとします。

- ① 当行所定の引落処理時に、引落口座の残高が振替金額に満たない場合（振替日当日に引落口座に入金があった場合であっても、当行所定の処理時に行った引落処理後に入金となった場合には、再度の引落処理はいたしません。）
- ② 引落口座が当座貸越の可能な普通預金口座で、口座振替に際し、引き落とし後の引落口座のお預かり残高が0円未満となる場合
- ③ 各国政策、金融情勢、災害、事変およびその他諸般の状況の急激な変更等が生じた場合
- ④ その他やむを得ない事情により本サービスの提供が困難な場合

3. 【金利】

(省略)

4. 【サービスの変更】

振替日、振替金額（円貨額）の変更が可能です。変更はお手続き日の翌月の振替分からとなります。ご契約中の本サービスと同一通貨につき新たに本サービスのお申し込みがなされた場合には、そのお申込内容への変更の申し込みがあったものとして取り扱います。なお、同日中に異なる受付チャネルより同一通貨の本サービスのお申し込み（変更のお申し込みを含む。）が複数あった場合には、その先後にかかわらず、インターネット、店頭、テレホンバンクの順に優先します。

5. 【サービスの中止】

(1) 本サービスの解約（振替の停止）は、積立通貨ごとの解約となります。当行所定の書面によりお申し出いただくことにより、お手続き日の翌月の解約となります（お手続き当月分の振替はなされません。）。ただし、外貨の入金先である外貨普通預金口座を解約した場合には本サービスは自動的に解除されます。なお一度解除したサービスの再開はできません。

(2) 本サービスは、停止のお申し出のない限り、次号以下の規定により本サービスが中止または終了するまでの間、お申し込みいただいた条件によるお取り扱いを継続いたします。

(3) 次のひとつにでも該当した場合には、前記(1)の手続きによらず、本サービスを中止することができるものとします。

- ① 引落口座または外貨普通預金口座が解約された場合
- ② 本規定に違反した場合
- ③ 本サービス申込時の申告に虚偽があった場合
- ④ 仮差押、保全差押または差押の命令または通知が発送された場合
- ⑤ 引落口座名義人について、相続の開始があった場合
- ⑥ 預金口座取引の制限もしくは停止、または預金口座が解約された場合
- ⑦ その他、当行が相当と認める事象が発生した場合

(4) (省略)

(5) (省略)

6. 【規定等の適用】

(省略)

なお、初回の積立は、お申し込みを受け、当行が積立サービスのお手続きを行った日（契約日）の属する月の翌月の指定日からとなります。

(5) 積立日に次のいずれかに該当するときは、積立を行いません。なお積立を行わない場合、事前の通知はいたしません。また、積立資金の充当が3回以上連続で行えなかった場合は、当行は、通知なく当該取引を解約できるものとします。

- ① 当行所定の引落処理時に、引落口座の残高が積立金額に満たない場合（積立日当日に引落口座に入金があった場合であっても、引落処理後に入金となった場合には、再度の引落処理はいたしません。）
- ② 引落口座が当座貸越の可能な普通預金口座で、口座引き落としに際し、引き落とし後の引落口座のお預かり残高が0円未満となる場合
- ③ 各国政策、金融情勢、災害、事変およびその他諸般の状況の急激な変更等が生じた場合
- ④ その他やむを得ない事情により本サービスの提供が困難な場合

3. 【金利】

(省略)

4. 【サービスの変更】

積立日、積立金額（円貨額）の変更が可能です。変更はお手続き日の翌月の積立分からとなります。ご契約中の本サービスと同一通貨につき新たに本サービスのお申し込みがなされた場合には、そのお申込内容への変更の申し込みがあったものとして取り扱います。なお、同日中に異なる受付チャネルより同一通貨の本サービスのお申し込み（変更のお申し込みを含む。）が複数あった場合には、その先後にかかわらず、インターネット、店頭、テレホンバンクの順に優先します。

5. 【サービスの解約】

(1) 本サービスの解約（積立の中止）は、積立通貨ごとの解約となります。当行所定の手続きにてお申し出いただくことにより、原則お手続き日の翌月の解約となります（お手続き当月分の積立はなされません。）。ただし、外貨の入金先である外貨普通預金口座を解約する場合には本サービスは自動的に解約されます。なお一度解約したサービスの再開はできません。

(2) 本サービスは、解約のお申し出のない限り、お申し込みいただいた条件によるお取り扱いを継続いたします。

(3) 次のひとつにでも該当した場合には、前記(1)の手続きによらず、当行は本サービスを解約することができるものとします。

- ① 引落口座または外貨普通預金口座が解約された場合
- ② 本規定に違反した場合
- ③ 本サービス申込時の申告に虚偽があった場合
- ④ 仮差押、保全差押または差押の命令または通知が発送された場合
- ⑤ 引落口座名義人について、相続の開始があった場合
- ⑥ 預金口座取引の制限もしくは停止、または預金口座が解約された場合
- ⑦ その他、当行が相当と認める事象が発生した場合

(4) (省略)

(5) (省略)

6. 【規定等の適用】

(省略)

7.【本規定の変更等】

当行は、本規定の内容を必要に応じて民法548条の4の規定に基づき改定することがあります。本規定を改定したときは、変更内容をすみやかに当行ホームページまたは店頭表示の方法により公表します。改定後の規定は公表の際に定める日より適用されます。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

7.【本規定の変更等】

当行は、本規定の内容を必要に応じて民法548条の4の規定に基づき改定することがあります。本規定を改定したときは、変更内容をすみやかに当行ホームページまたは店頭表示の方法により公表します。改定後の規定は公表の際に定める日より適用されます。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

2.改定日

2022年4月1日（金）

以上